

住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会運営要綱

第1 趣 旨

住民基本台帳ネットワークシステムの運営、個人情報保護措置、セキュリティ対策、地方公共団体の体制などのあり方について幅広く調査審議を行い、総務大臣に意見を述べることを目的とする。

第2 名 称

名称は、「住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会」（以下「調査委員会」という。）とする。

第3 構 成

調査委員会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座 長

- 1 調査委員会に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。
- 2 座長は会務を総理する。
- 3 座長が不在又は座長に事故がある場合には、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。

第5 議 事

- 1 調査委員会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に調査委員会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第6 その他

- 1 調査委員会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、調査委員会の運営その他調査委員会に関し必要な事項は座長が定める。

住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会委員名簿

(敬称略、50音順)

- 荒 金 廣 明 (全日本自治団体労働組合副中央執行委員長)
- 飯 泉 嘉 門 (徳島県知事)
- 遠 藤 紘 一 (リコージャパン株式会社顧問)
- 大 山 永 昭 (東京工業大学教授)
- 小 川 和 久 (NPO法人国際変動研究所理事長)
- 清 原 慶 子 (三鷹市長)
- 手 塚 悟 (東京工科大学教授)
- 堀 部 政 男 (一橋大学名誉教授)
- 前 川 徹 (サイバー大学教授)
- 松 尾 明 (公認会計士)
- 安 田 浩 (東京電機大学教授)

住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会運営要綱

第1 趣旨

社会保障・税に関わる番号制度及び国民ID制度に関する議論を踏まえた住基ネットの活用のあり方並びに印鑑登録証明、図書館利用、公共施設利用予約サービス等地方公共団体が実施する各種行政サービスへの住民基本台帳ネットワークシステム及び情報連携基盤の活用等について検討を行うことを目的とする。

第2 名称

名称は、「住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会」（以下「専門調査会」という。）とする。

第3 構成

- 1 専門調査会に座長を置き、住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会の座長が専門調査会の座長（以下「座長」という。）を指名する。
- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 座長が不在又は座長に事故がある場合には、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。
- 4 専門調査会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

第4 議事

- 1 専門調査会の会議は座長が招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に専門調査会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第5 その他

- 1 専門調査会の庶務は、総務省自治行政局住民制度課において処理する。
- 2 この要綱に定めるもののほか、専門調査会の運営その他専門調査会に関し必要な事項は座長が定める。

(別紙)

住民基本台帳ネットワークシステム専門調査会メンバー名簿

(敬称略、50音順)

- 石 井 夏生利 (筑波大学図書館情報メディア系 准教授)
- 井 堀 幹 夫 (東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員)
- 大 山 永 昭 (東京工業大学像情報工学研究所教授)
- 小 尾 高 史 (東京工業大学像情報工学研究所准教授)
- 近 藤 晃 司 (北海道総合政策部政策局参事)
- 須 藤 俊 明 (財団法人藤沢市産業振興財団専務理事)
- 浜 本 三千夫 (財団法人地方自治情報センター住民基本台帳ネット
ワークシステム全国センター運用担当部長)
- 林 知 更 (東京大学社会科学研究所准教授)
- 舟 橋 要 (東京都新宿区地域文化部戸籍住民課長)
- 山 戸 康 弘 (大分県消費生活・男女共同参画プラザ所長)